

給付金の申請を受け付けています

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給対象に該当する可能性がある方へ、申請関係書類を郵送しています。受付期間内に必ず申請をしてください。※審査により支給対象とならない場合があります。

臨時福祉給付金

▶受付期間

平成27年1月5日(月)までの月～金曜日(祝日を除く)および日曜日(祝日、年末年始を除く)
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午

▶申請場所

【月～金曜日】給付金担当(市役所2階)
【日曜日】福祉課

▶申請方法

直接または郵送
※郵送の場合は、申請書類に同封の返信用封筒をご利用ください。

子育て世帯臨時特例給付金

▶受付期間

平成27年1月14日(水)までの月～金曜日および日曜日(祝日、年末年始を除く)
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午

▶申請場所

【月～金曜日】給付金担当(市役所2階)
【日曜日】子育て支援課

▶申請方法

直接または郵送
【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子育て支援課子育て世帯臨時給付金担当※送料などはご自身で負担してください。

公務員の方へ

平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録があり、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件を満たしている公務員の方は、所属庁ではなく本市から給付金を支給します。所属庁から配布された「申請書(公務員用)」に必要事項を記載し、「児童手当受給状況証明書」などを添付の上、受付期間内に申請してください。



厚生労働省認定 給付金イメージキャラクター「カクニンジャ」

制度の詳細については、「厚生労働省」に確認じゃ！

- ・両給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
- ・給付金ホームページ(二次元バーコードからアクセスしてください)



▶問い合わせ

臨時福祉給付金については福祉課臨時福祉給付金担当(内線458)、子育て世帯臨時特例給付金については子育て支援課子育て世帯臨時給付金担当(内線395)

市税の納め忘れはありませんか

市では、「納税コールセンター」を設置し、電話で市税の納付確認と納付呼び掛けを行っています。納付が遅れると、督促状などを発送するために多くの経費(税金)が掛かります。市税の納期内納付に、ご理解ご協力をお願いします。

▶注意 納税コールセンターでは、金融機関名や口座番号を聞いたり、口座を指定したりして振り込みを依頼することはありません。不審な点がありましたら電話を切り、収納課へ問い合わせください。

◎口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

◎コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合がありますので、ご注意ください。



納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。また、通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- 休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時(祝日を除く)
- 場所 収納課



▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

税務課からのお知らせ

固定資産税に関する家屋実地調査にご協力を

市では現在、家屋の新築・増築および取り壊し調査を行っています。調査には、職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は「職員証」を携帯しています。「職員証」の提示がないなど不審に感じた場合は、税務課までご連絡ください。

家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊し届」を税務課へ提出してください。また、登記してある家屋については、法務局で滅失登記の手続きをしてください。これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊し届」は、税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

JR行田駅前周辺のまちづくりに関するワークショップ参加者を募集します

市では、JR行田駅前広場やその周辺地区について、市の南の玄関口にふさわしいまちづくりを行うため、計画の策定を進めています。このたび、市民の皆さんの声を計画に反映するため、ワークショップを開催しますので、ぜひご応募ください。

▼開催日時

- 【第1回】10月7日(火)
 - 【第2回】10月24日(金)
 - 【第3回】11月14日(金)
 - 【第4回】11月28日(金)
- ※いずれも午後7時～8時30分

▼場所 太井公民館

対象 JR行田駅前広場の整備や杏里山町のまちづくりについて関心のある方で全4回参加できる方

▼募集人数 10人(先着順)

▼申し込み 9月25日(休)(必着)まで

に、住所、氏名、電話番号を明記の上、FAXまたはEメールで都市計画課【FAX】

553-4544

【Eメール】toshi@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課

計画担当 5500-15500

